

無罪の判決をする場合における刑事補償の請求権等の告知について

昭和24年3月11日刑二第2891号高等裁判
所長官、地方、家庭裁判所長、司法研修所長あて
刑事局長通達

無罪の判決の宣告をした場合には、刑事補償法の適用がないこと明らかであると認める場合を除いては、被告人の権利を保護する趣旨において、刑事補償法の定めるところにより補償の請求をすることができる旨及びその請求の期間を被告人に告知するのが適当であると思われるので、参考のため通達する。